

vol.134
2015. 5

営繕とうほく

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【仙台国際センター 展示棟 (仙台市 都市整備局 公共建築部)】

CONTENTS

完成施設紹介 (仙台国際センター展示棟)	2～3
平成27年度 東北地方整備局営繕部業務概要	4
保全ニュースとうほく	5～9
・平成27年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について	
・BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～修繕履歴情報管理について～	
・東北地方整備局営繕部ホームページのリニューアルについて	
・平成27年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について	
防災アシスト情報	10～13
・もしも……注意報・警報・特別警報が発表されたら!! ⑤	

【平面・立面・断面計画】

＜平面計画＞

3000㎡の展示室をメインとし、会議室、ホワイエ、多目的室等を一体的に利用可能な平面計画となっています。

また、展示室と会議室は可動間仕切によって分割が可能な仕様としており、催事規模や内容に応じて室内空間を自由に変えることができる計画としました。

なお、一時的な客溜りとなるホワイエは多数の来場者がスムーズに往来できるように、幅を8mとし、ゆとりのある広さとしました。

＜立面計画＞

隣接する会議棟や国際センター駅の外観に調和させ、特に渡り廊下で繋がる会議棟とは一体感を持った色調となるように配慮した計画としました。

＜断面計画＞

大空間である展示室は、地震時の安全性に配慮し、天井を設置せず、上部空調ダクト等の設備が露出することや、天井吊物に配慮して、構造デザイン性に優れた立体トラスを採用しました。



可動間仕切（展示室）



ホワイエ



渡り廊下



会議室



会議棟と展示棟



国際センター駅と屋根付通路



展示室上部

【コンベンション施設として】

本施設のこけら落としとして、平成27年3月に開催された「第3回国連防災世界会議」の主会場として利用されました。

コンベンションの開催は、関連する産業の裾野が広く、経済的な波及効果をもたらすだけでなく、震災復興の経験と知見の世界への発信や、本市への知的資源のさらなる集積、市民レベルでのさまざまな交流機会の創出などにもつながると考えています。本施設はその中心的役割を担う施設として、本市のコンベンション誘致が促進されることを今後期待されています。

【施設概要】

施設名 : 仙台国際センター展示棟
場所 : 仙台市青葉区青葉山8-1
構造・規模 : 鉄骨造 地上2階建
(建築面積) 5,906.85㎡
(延床面積) 5,979.48㎡

主な諸室 : 展示室 約3000㎡
会議室 約200㎡×4室
多目的室 約50㎡×2室
控室 約20㎡×2室
ホワイエ 約740㎡

平成27年度 東北地方整備局営繕部 業務概要

東北地方整備局営繕部では、地域社会への寄与、環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、長期的耐用性の確保など、国土交通省の施策に沿って業務を行っています。

また、現下の厳しい財政状況の中において重要な官庁施設の既存ストックの有効活用について、より少ないコストで行政サービスが着実に提供されるよう、「官庁施設のホームドクター」として培ってきた技術力を集結して、適切な施設整備と施設管理者に対する保全指導を行っています。

更に東北地方における営繕行政の連携を図るために、各地方公共団体等との会議、研修会、各種講習・講演会等を実施します。

平成27年度事業費

平成27年度の事業費総額は約23億円となっており、そのうち国土交通省所管予算としての「官庁営繕費、特定国有財産整備費」が22%、各省庁より委任を受けて実施する「支出委任」が78%の割合になっています。

主要営繕工事

■官庁営繕費による工事

新庄地方合同庁舎及び仙台第2法務総合庁舎の改修工事などを進めます。

■支出委任による工事

山形法務総合庁舎の建替え工事を引き続き進めます。また、福島運輸支局庁舎の建て替え工事に着手します。

平成27年度 営繕関係事業施設数

	新規・継続の別	施設数	備考	
官庁営繕	新規事業	22件	平成27年度 官庁営繕費等事業 7件 支出委任等事業 35件 合計 42件	
	継続事業	20件		
	合計	42件		
保全指導・監督室	新規事業	9件		※官庁営繕費・支出委任等が混在している事業については、官庁営繕費事業として計上しています。
	継続事業	14件		
	合計	23件		
盛岡営繕事務所	新規事業	13件		
	継続事業	6件		
	合計	19件		

保全ニュースとうほく

平成27年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

～ 国の施設を管理されている皆様へ ～

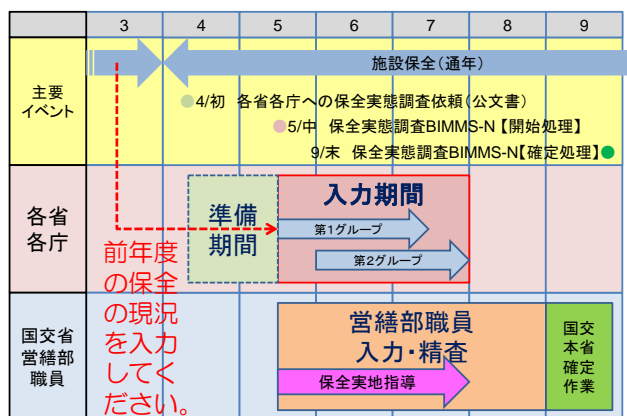
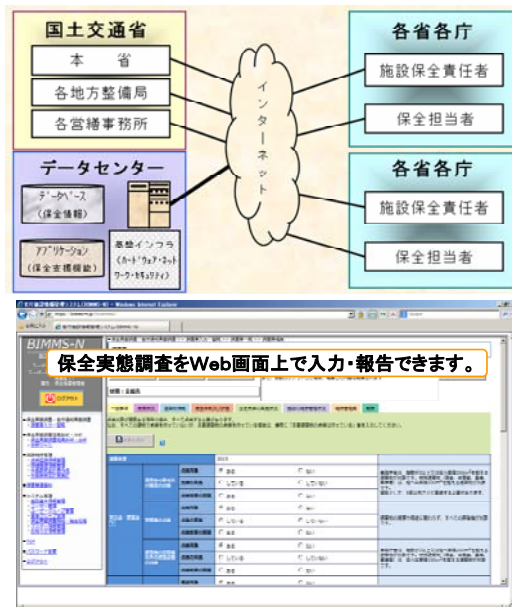
東北地方整備局では、国家機関の建築物等の保全の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度保全実態調査及び官庁建物実態調査を実施しているところですが、平成27年度に実施の本調査につきましてもご協力のほどよろしく申し上げます。

保全実態調査及び官庁建物実態調査は【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)]を使用して、インターネット環境を利用してWeb画面上から「入力・報告」を行います。

本調査につきましては、別途ご案内しております「保全実態調査及び官庁建物実態調査説明会(仙台/盛岡)」で詳細について説明しておりますが、入力の際には配布資料による注意事項等をよくご覧いただき、ご報告の際には各入力内容についてよくご確認願います。

今年度のスケジュールは概ね右図に示しておりますが、昨年度と同様に報告期限の間際にアクセス集中により生ずるシステムダウンを回避するため、入力期間を第1・2グループに分けています。(詳細は送付の公文書にてご確認願います。)

本調査及びBIMMS-N入力に関するご不明の点については、下記の問い合わせ先までお願いします。



【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)全般及び入力に関する問い合わせ先】

東北地方整備局 営繕部 調整課 (担当: 保全企画係)
TEL 022-225-2171 FAX 022-225-2237

【保全実態調査等に関する問い合わせ先】

【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)入力に関する問い合わせ先】

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 (担当: 保全指導係)
TEL 022-225-2171 FAX 022-268-7833
東北地方整備局 盛岡営繕事務所 (担当: 保全指導・監督官)
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

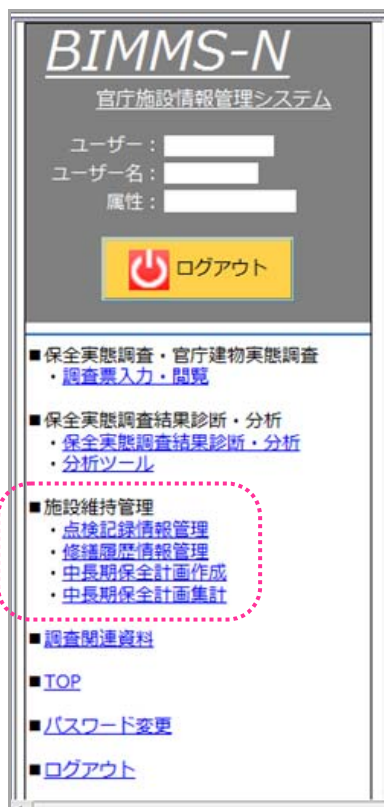
BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～修繕履歴情報管理について～

BIMMS-N が新しくなり 2 年目の運用となります。今年度も保全実態調査が 5 月より開始となり、BIMMS-N 入力へのご協力をお願いすることとなります。

ご存知のとおり BIMMS-N には、「保全実態調査・官庁建物実態調査」、「保全実態調査結果診断・分析」、「点検記録情報管理」、「修繕履歴管理」、「中長期保全計画作成」及び「調査関連資料」といった、施設マネジメントをサポートする機能があります。

国は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画（基本計画）」を決定し、各省各庁には、平成 28 年度までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、行動計画に基づき取組を推進するよう求めています。国土交通省では平成 26 年 5 月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、すでに官庁施設を始め、道路、河川、港湾等の全 14 分野にて計画を推進しております。この行動計画の官庁施設分野においては、平成 28 年度までに「個別施設計画」を策定することとなっており、その中身は大きく分けると、「中長期保全計画の作成」と「保全台帳の作成」になっています。

各省各庁で作成される行動計画にも、自ら管理されている施設（建物）が組み込まれるものと思われます。行動計画を推進する上で中長期保全計画と保全台帳は重要な部分となります。中長期保全計画の作成方法については、昨年度発行の営繕とうほく 131・132 号に掲載しておりますのでそちらをごらんいただくとして、今号では修繕履歴管理について若干の説明をしたいと思っております。



「保全台帳」という言葉は BIMMS-N 上にはありません。BIMMS-N では「施設維持管理」となっています。点検記録や修繕履歴情報を合わせたものが「保全台帳」となります。

ところで「修繕履歴とは、どういったものを言うのでしょうか?」、「修繕と一般的に使っていますが、建物にとっての修繕とは何でしょうか?」模様替、改修、補修、修理、修繕、部品交換・取替、全面更新、云々。様々な用語が使用されています。しかしながら施設をマネジメントしていくうえでは用語の定義の持つ意味はあまりありません。手をかけた全てを何らかの履歴として残し、たとえば建物カルテの様相にでもし、取壊しのそのときが来るまで蓄積管理して保全に役立てて、建物を良好な状態として維持し続けなければなりません。これは施設管理者の責務です。

長寿命化基本計画が策定されたように、建物の長寿命化は国の命題でもあります。長寿命化を計画する上で必要なことは、まずは現状把握、そして記録された履歴があることとなります。その履歴には、修繕等だけではなく、増築や新築等も当然のことながら記録しておかなければなりません。

保全ニュースとうほく

平成27年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、保全に関する情報提供等を目的とする「東北地区官庁施設保全連絡会議」を毎年開催しています。今年度の開催予定は以下の通りです。

平成27年度 東北地区官庁施設保全連絡会議日程（予定）

開催日	開催地	会場
7月 7日（火）	仙台市	宮城県建設産業会館（予定）
7月15日（水）	盛岡市	盛岡第2合同庁舎（予定）
7月16日（木）	福島市	コラッセふくしま（予定）
7月22日（水）	青森市	青森第2合同庁舎
7月23日（木）	山形市	山形生涯学習センター（遊学館）（予定）
7月29日（水）	秋田市	秋田第1合同庁舎

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関の施設管理等を担当される方々を主たる対象にしておりますが、施設保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供等を行うため、広く地方公共団体、独立行政法人の施設管理者の方々等への参加も呼びかけています。



今年度の会議では、「東北地方における国家機関の建築物等の保全の現況」や「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「官庁施設の被災情報伝達要領」などについて説明させていただく予定です。また、会議終了後、保全に関する各種相談を受け付けますので、施設の保全業務に関するお悩みなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

なお会議では、建築物や保全に関する用語などを説明させて頂く時間を確保することが難しいため、保全に関する基礎的な知識等につきましては、前ページで紹介しましたホームページ（保全のページ）等で事前に確認・学習していただきますよう、よろしくお願いいたします。

お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。今回の記事内容以外にも保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

されています。110の活火山のうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された47火山（今後、「十和田（青森県）」、「八甲田山（青森・秋田県）」、「弥陀ヶ原（富山・長野県）」の3火山が追加される予定）については、地震計、傾斜計、空振計、GPS 観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設が整備され、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）からのデータも加え、24時間体制で火山活動が常時観測・監視されています。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して、噴火警報が発表されます。

■噴火警報・予報の種類(噴火警戒レベルが運用されている火山)(気象庁 HP より)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火山内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)

■噴火警報・予報の種類(噴火警戒レベルが運用されていない火山)(気象庁 HP より)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれより 火口側の範囲における 嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の 火口周辺	火口から居住地域近く までの広い範囲の 火口周辺における警戒 入山危険	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火山内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)

■東北地方の活火山と噴火警戒レベル

	火山名	標高 (m)	関係する県	最近の噴火	噴火警戒レベル (平成27年5月11日現在)
	恐山	878	青森県	不明	—
●	岩木山	1,625	青森県	西暦1863年	—
◎	八甲田山	1,585	青森県	15～17世紀	—
◎	十和田	1,011	青森県・秋田県	西暦915年	—
●	秋田焼山	1,366	秋田県・岩手県	西暦1997年	1(平常)
	八幡平	1,613	秋田県・岩手県	約7300年前	—
●	岩手山	2,038	岩手県	西暦1919年	1(平常)
●	秋田駒ヶ岳	1,637	岩手県・秋田県	西暦1970～71年	1(平常)
●	鳥海山	2,236	秋田県・山形県	西暦1974年	—
●	栗駒山	1,627	岩手県・宮城県・秋田県	西暦1944年	—
	鳴子	470	宮城県・山形県	西暦837年	—
	肘折	552	山形県	不明	—
●	蔵王山	1,841	宮城県・山形県	西暦1940年	— ※1
●	吾妻山	1,949	山形県・福島県	西暦1977年	2(火口周辺規制)
●	安達太良山	1,728	福島県	西暦1900年	1(平常)
●	磐梯山	1,816	福島県	西暦1888年	1(平常)
	沼沢	835	福島県・新潟県	約5000年前	—
	燧ヶ岳	2,356	福島県・新潟県・群馬県	西暦1544年	—
●	那須岳※2	1,917	福島県・栃木県	西暦1963年	1(平常)

●: 常時観測対象 ◎: 常時観測対象に追加される予定 —: 噴火警報レベルの運用なし

※1: 「蔵王山」については、噴火警報レベルが運用されていませんが、「火口周辺危険」の噴火警報が出されています。

※2: 「那須岳」については、気象庁等では関東地方の火山として分類されていますが、福島県内への影響も考慮し、追加記載しています。

東北地方には19の活火山が存在し、そのうち7つの火山で噴火警報レベルが運用されています。山形、福島県境の吾妻山では、昨年12月から噴火警戒レベルが「平常」の1から「火口周辺規制」の2に引き上げられています。また、噴火警報レベルが運用されていませんが、蔵王山については、レベル2に相当する火口周辺危険の噴火警報が出されています。

最新の噴火警戒レベルについては、以下の気象庁ホームページにてご確認ください。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevel.html>

東北地方の活火山の状況に関しては、以下の仙台管区気象台のホームページ等でご確認ください。
<http://www.jma-net.go.jp/sendai/jishin-kazan/k-kaiset.htm>

なお、3月末に開催された政府の中央防災会議・防災対策実行会議の火山防災対策推進ワーキンググループからの報告に基づき、噴火警戒レベルの説明の見直しや監視・観測体制の強化などが図られることになっています。噴火警戒レベルの説明については潜在的な危険に対する注意を促すため、噴火警戒レベル1の説明を「平常」から「活火山であることに留意」に変更することになっています。

また、昨年11月、政府から火山防災対策が整っていない14の活火山の地元9都道府県に対し火山防災協議会（火山ごとに自治体や国の出先機関などで構成）の設置が求められ、東北地方では、岩木山、鳥海山、栗駒山、蔵王山の4火山が該当していました。これらの4火山では、期限とされていた3月末までに火山防災協議会が設置・開催され、観測態勢や防災体制の強化が検討されています。

気象庁では本年3月より、新しい降灰予報（量的降灰予報）の運用も開始しています。噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して、18時間先（3時間区切り）までの噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供されます。

【留意すべきこと】

施設を管理する上では、火山の噴火による建物の損傷や重大な事故等を防止するため、以下のような対応が必要になります。東北地方では、融雪型火山泥流の影響が懸念される地域もありますが、火山灰は重く、厚く積もった場合には、建物が倒壊する危険があるため、灰を除去する場合の注意点を中心に記載します。

＜火山の噴火に備えて対応が必要な事項＞

- ・空振対策（窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る）
- ・噴石対策、降灰対策（ヘルメット、火山灰用マスク等の準備）
- ・清掃用具（ほうき、掃除機、ゴミ袋、ショベル等）の準備
- ・飲用水、保存食、電池式ラジオ、懐中電灯、予備の電池、救急箱、毛布等の準備（外出ができなくなるほか、降灰による漏電に伴う停電、取水停止などの影響も懸念される）
- ・パソコン、テレビ、カメラ等、灰が侵入すると壊れやすい電化製品をビニル袋、ラップ等でカバーする。（機器等への灰の侵入防止）
- ・通気口やドアの隙間を湿ったタオルで覆う。すき間風が入る窓にはテープを貼る。（建物内への灰の侵入防止）
- ・排水溝、下水が詰まらないよう、雨どいや配水管を排水溝から外し、火山灰と水が地面に流れるようにしておく。



＜火山噴火後に対応が必要な事項（火山灰の除去）＞

- ・灰を除去する際、火山灰が浮遊しないよう水を掛ける場合、荷重が増え、建物（特に自転車置場や物置などの簡易な建物）の倒壊の危険性が増すことに注意する。
- ・火山灰を水浸しにすると固い塊になり、清掃がより困難になることに注意する。
- ・清掃作業を行う前に、防塵マスク（ない場合はマスク、ぬれた布を利用）、ゴーグルまたは眼鏡を着用する。
- ・室内を清掃する場合は、十分に換気されていることを確認する。
- ・火山灰は、とがった結晶質の構造をしており、擦るとガラスや家具等に傷をつけてしまうため、掃除機を利用した後、洗浄液で濡らした布やスポンジで、表面を押しやるように清掃する。
- ・パソコン、テレビ等は、掃除機か圧縮空気（エアダスター・ダストスプレー）を使って清掃する。



営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
東北地方整備局営繕部計画課内
TEL (022)225-2171 E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます